

Q 4 いくら助成されるの？

●乳幼児

○所得制限により、子育て支援医療証が非該当のかたの自己負担額(※)を助成します。

○子育て支援医療証の一部負担金有に該当しているお子さまの自己負担分を助成します。

●小学生

○保険医療機関で負担している自己負担額を助成します。

○入院により、子育て支援医療証の一部負担金有に該当しているお子さまの自己負担分を助成します。

※小学生が入院する場合、子育て支援医療証をお渡ししています。(所得制限あり・入院のみ)。

※重度心身障がい(児)者医療証の一部負担金有に該当しているお子さまの自己負担分を助成します。

●中学生

○保険医療機関で負担している自己負担額を助成します。

○重度心身障がい(児)者医療証の一部負担金有に該当しているお子さまの自己負担分を助成します。

Q 5 受取り方法は？

●口座に振り込み：

毎月25日支払いを基本とします。土日・祝日にあたる場合は翌日以降となります。

※口座は両親のものを原則とします。

(両親であれば、父母どちらの口座でも可能です。両親の不在お子さまについてはこの限りではありません)。

●現金支給：

毎月25日以降支払いを基本とします。土日・祝日にあたる場合は翌日以降となります。

※税務出納課出納係(5番受付)でお受け取りいただけます。

(決定通知書・印鑑(認印)が必要となります。)

※口座払い・現金払いについて支払い決定月に決定通知書を郵送しますので、期日を確認ください。

Q 6 申請方法は？

●申請者

乳幼児及び小学生、中学生の保護者。

●申請に必要なもの

○乳幼児及び小学生、中学生の健康保険証(必須)

○両親名義の口座番号のわかるもの(ご両親のどちらの口座でも可)。

○申請者の印鑑(認印も可)。(必須)

○保険医療機関の領収書(お子さまの名前、診療内容の確認できるもの)

※領収書については、基本的に原本を提出していただきます。原本が必要なたはご相談ください。

※レシートの領収書は基本的に不可とします。診療内容の記載があるもの、氏名の記載が必ずあるもので審査します。(不備の場合はお返しいたします。)

※領収書は1カ月毎にまとめて申請ください。

●以下の書類は該当されるかたのみ必要となります。

- ①高額療養費の決定通知書の原本
- ②医師の診断書、領収書のコピー(コルセットを作ったかた)
- ③加入している健康保険組合等に付加給付制度がある場合、支給決定通知の原本

Q 7 申請期限は？

●保険医療機関で受診した月の翌月から起算して1年間を期限とします。

例) 4月30日に風邪をひいて医療機関を受診した場合：翌月になる5月1日から翌年の4月30日が申請期限になります。

その他

●保険医療機関への支払いは、これまでと変わりません。領収書を持参して申請ください。

●お子さまの保険証を確認することが必須となりますので、保険証・印鑑・領収書がなければ申請できません。お忘れなようお願いします。

●支給後、対象とならないものと確認したものについては、返納していただきます。

忘れていませんか？

平成21年4月1日より、白鷹町子育て支援医療給付事業でお子さまの医療費の助成を行っています。小学6年生までを対象とし、乳幼児については子育て支援医療証の一部負担有のお子さまの自己負担額、または、非該当のお子さまについては2割助成いたします。小学校のお子さまについては2割助成を行っています。

申請期限は、しらかか元気っ子事業と同様です。お忘れのかたはぜひ申請をしてください。不明な点などありましたら、町民課国保医療係までご連絡ください。



しらかか元気っ子事業
などに関するお問い合わせ
町民課国保医療係
(☎85-6130)

(※)自己負担額とは：領収書内訳の保険適用した負担額という部分になります(乳幼児は2割・小学生、中学生は3割です)。